

昭和47年5月5回定期市議会(定例会)会議録

9月2日(水曜日)
午前10時 6分 開始
午後 4時 9分 終了

1. 出席議員(19名)

1番 伊佐 達次郎	2番 島 久 盛 吉
3番 大川 正 地	4番 天 久 盛 雄
5番 宮城 正 光	7番 宮 里 仁 政 行
6番 又吉 正 弘	9番 宮 里 新 行
10番 比嘉 守 盛	12番 清 藤 正 信
13番 帽原 康 哲	14番 仲 村 春 信
15番 山本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 博
19番 玉那彌 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比嘉 義 定	22番 古渡成 達次郎

2. 欠席議員(1名)

20番 伊佐雅仁

3. 会場説明員

市長 崎間 達一郎	助役 三 し 安 一
収入役 鳥居好永	総務部長 伊礼 順 元
衛生民生部長 多和田 真一	建設部長 新垣 信 小
水道部長 仲村 春 盛	消防長 大城 仁 幸
教育長 知念 成 吉	企画課長 武島 繁
総務課長 辻土名 初 敏	同政課長 玉木 盛 一
市民課長 古渡成 倍	農業課長 氏島 正 孝
市営課長 宮城 晴 元	生活課長 北森 盛 介

副会長 金武良 知念和夫
農林省 通商産業省 光
内閣課長 具志清崇
土木課長 高宮城昇
貿易課長 大里将弘
安全部長 天久実
教育委員会文教課長 岸田開朝智
消防本部監督課長 伊原盛美

衛生課長 伊佐友誠
海王門光課長 末須裕
都市計画課長 助古善一
下水道課長 田川治一
工務課長 金城健次
教育委員会施設課長 仲村守吉
消防本部監督課長 国吉実義

4. 地会事務局出席者

事務局長 来吉健男 底賀係長 照屋誠
事務係長 島袋真由 書記 仲村泰夫
書記 比嘉定治

5. 会事日程(第1号) 昭和47年9月21日(木)

別紙付

當々回宜野湾市四会定期会議事日程表(第1号)

昭和47年9月21日(木)午後2時開会

諸般の報告

日程第1 ~~会議録署名指名について~~
~~特別の決定について~~

日程第2 ~~会計決算について~~
~~会計監査署名指名について~~

日程第3 諸案第120号 宜野湾市特別職で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

日程第4 諸案第121号 宜野湾市特別職の職員で非常
勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

日程第5 諸案第122号 宜野湾市都市計画野嵩地区土
地区画整理施行条例

日程第6 諸案第123号 負担附きの寄附を受けること
について

日程第7 諸案第124号 固定資産評価委員の選任につ
いて

日程第8 諸案第125号 中頭地方視覚協会の設置に
ついて

日程第9 諸案第126号 昭和47年度宜野湾市一般会計補
正予算

日程第10 諸案第127号 昭和47年度宜野湾市まん延研究
センター特別会計補正予算

日程第11 認定第2号 / 47.2年度宜野湾市水道事業会計
決算

日程第12 認定第3号 宜野湾市の市道認定について

日程第13 諸問第1号 と音場の改修の是非について

議案

以今より第5回宜野湾市議会定例会を開
会いたします。(午後2時6分)
議事に入ります前に諸般の報告を行ないます。

議案

休憩いたします。(午後2時6分)
再開いたします。(午後2時24分)

議事

本日の日程は古手元に配布しております議事
日程の通りであります。

日程の第1. 会議録署名議員の指名を行な
います。会議録署名議員は会議規則第19条
の規定により、議長において9番の宮里敏行君、
12番の崎田正篤君を指名いたします。

日程の第2. 会期の決定についてを議題いた
します。

議事

休憩いたします。(午後2時25分)
再開いたします。(午後2時25分)

議事

会期の決定につきましては本日21日から9月30
日までの10日間をいたしましたと覺めます。これにご
異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、10日間と決定いたします。

議長

休憩いたしました。(午後2時25分)

再開いたしました。(午後2時25分)

議長

日程第3. 請案第120号 宜野湾市特別職の職員で常勤のもの給与及旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第4. 請案第121号 宜野湾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてもあわせて上程して議題をいたしました。

両案に対する委員会説明を求めます。

各務部長

ご説明申上げます。次に提案に付いた請案第120号、並びに121号関連がございますので、あわせてご説明いたしたいと覺ります。

従来、固定資産評価額は常勤の特別職として条例化され、これまでに運用されてきた額でございましたが、これたが、現在固定資産評価額として算めておられる方が一身上の都合によりて9月いっぱいまで方やめに方々といふことで、その結果後任者の選任同様に請案第124号で提案してございましたが、それとの関連からして常勤の特別職を非常勤の特別職にしますというふうで、提案いたしましたと申します。宜野湾市特別職

の職員で常勤のもののが給与支拂い旅費に関する条例には第1条の5号に固定資産評価費と、いろいろなことがござりますので、これを非常勤に用ひために第1条の第5号を削ってございます。あわせて、さりとて給料並びに旅費等の支給規定が別表にうなぎれていますので、それとく関連性から別表第1の給与並びに別表第2の旅費等も削ってある訳でございます。

次に、121号の宜野湾市特別職の職員で非常勤のもののが報酬灰化費用弁償に関する条例の一節を改正する条例でござりますが、先程ご説明申し上げましたように、この際固定資産評価費を非常勤に用ひたいとして、別表に固定資産評価費を追加いたしましたが、第2条にて一部改正が挿入されましたがあが、これは固定資産評価費として、非常勤職員として勘めらる訳でございませんが、一般職員が固定資産評価費、非常勤の特別職を兼ねた場合には報酬を支給しないといふ規定を第2条に取り込もうとした訳でござります。

一般職が特別職を兼ねた場合には重複支給等が考慮されますが、一般職が非常勤の特別職を兼ねた場合にはその勘められたものに対する報酬は支給しないといふことで一部改正をした訳でござります。

以上、簡単ではございますが、ご説明いたしました、よろしく御審議おかけ下さい頼みいたしたいと思います。

議長

議案第120号 議案第121号に対する質疑を許す。

議長

議案については、質疑の段階で議論者議と
しておいたいと思うが、御異議ございませんか。

議長

御異議なしにて、質疑の段階で議論者
議と決定いたしました。

議長

日程第5、議案第122号 宜野湾都市計画野
嵩地区土地区域整理施行条例を上程いたします。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

質問部長

御説明申し上げます。議案第122号 宜野湾都
市計画野嵩地区土地区域整理施行条例に
ついて、本件につきましては、現在都市計画課
長が建設省に行っておりましたことの内容の費用
負担方法、事業経費等の調整を行なつてお
ります。国庫補助事業の認可にあたりましては
認可申請書の中に条例を添付するように作っ
てあります。従つてこの条例は第8章と36
条からなっております。また区域整理法の53
条の第2項を申上げますと、二つ条例にあた
つては法律の中で区域整理事業と名づけ、施
行地区の名称、それから実地区域整理事業の範

國事務官の所在、費用の負担に関する事項、
保留化の処分の方針、それから土地区画整理
審議会、又は予備委員会といふこと、それ外、政
令で定める事項を施行条例で制定したこと
について、取扱に基づいて本日提案している
点でござります。提案理由いたしましては、自治
法の96条第1項の第1号、条例を制定し改廃
するとして、そろそろに付てござります。

以上簡単に御説明申し上げまして、中の各各
条項につきましては御審議の中で御質疑
に付合をいたしたいと存ります。そろそろでござ
ります。本条例につきましては岩国市、それか
ら豊橋市、それから土地区画整理の条例準則
につきまして、大体作成してござります。

よろしく御審議のほどお頼み申し上げまして
以上、簡単に御説明申します。

議案

議案第122号に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします。(午後2時35分)
再開いたします。(午後2時36分)

議長

議案第122号につきても質疑の時点で
結論審議にてお尋ねし見一考が、御審
議ございられ。

議長

御異議ありませんので、継続審議と決定いたしました。

議長

次日程の第6議案第123号、負担附の寄附を受けたについてを上程いたします。
本案に対する理申者の取扱説明をおめざす。

建設部長

御説明申上げます。議案第123号 負担附の寄附を受けたについて、朗読は省略いたしました。本日提案してござる方が、実は国の補助事業で石川一木橋の下水道の雨水排水管除工事と、それから街路工事が行動する關係でこれ19ページに図にしてござります。松村組建設周辺の宅地等が土地区画整理にあつてから、排水系統等も相当考慮せんやうがれと以是前から松村組周辺の土地区画整理組合、新垣盛吉、当山重政、奥田良昭、3名が代表になっておりおられても、今般この地域内にあり3万坪敷地、保有地を申し上げればこれが大体充てられており、お金の方が準備になつて3万坪あります。従ひ引て寄附収入金額として18,419,000円という金を一元特定金として直隣3歩歩の方に寄附をしていたたき、これが金額の分を松村組建設周辺に充當しうるようになります。従ひ引て、内訳は

ついで市が技術援助は勿論でなければ
工事監督、設計審査 998,000 円、調査設
計審査 816,000 円、その他外、完成工事
16,665,000 円といふ金額を一元寄附金入
額としていたいとござります。
この件につきましては、補正予算の中でも明確
に工事監督料金にて、自治法第 90 条第 1 項第
8 号の規定に則りて提案した次第でござ
ります。よろしく御審議のほどお願い申し上
げます。以上簡単に御説明いたしました。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきても質疑の段階で御統
審議としておりますが、御異議
ござりますか。

議長

御異議ござりますて、御統審議とし
ます。

議長

日程第 1、議案第 124 号 国家資本審査員
の監査についてを上程いたします。

本案に対する理申あらび取扱方説明を行ひま
す。

総務部長

議案第124号について御説明申し上げ
ます。先程議案第120号、121号の説明の
場合に述べましたが、二つ目、現在固定資産
評価額としており武島正孝君が一月上の
部分により引て、9月につけてやめたとい
うことで、請求書が出来てあります。後件以
て現在役所職員としており北島盛光氏
が、これから前に固定資産評価額を経験
せんせんとし、それなりに固定資産業務につ
きの精通をしておるということと、議会の御同
意の上、提案いたしました。どうぞよ
ろしく御審議 migliけんと頼んで見てます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩一時半。(午後2時43分)
再開一時半。(午後2時45分)

議長

議案第124号 固定資産評価額の逓減につ
いては質疑を行ひ、討論へ移り入れて
聞かずが、御異議ござります。

議長

御異議ありませぬで、討論を行ひま
す。議案第124号可。

議 番

議案第124号 國家資本詳額貸の運送に
つて審決に付し了す。原案の通り決算は
この御異議ござりませぬ。

(異議なしと仰る)

議 番

御異議ありませぬので、同意可決せん
採決をいたします。

議 番

次付白程第8、議案第125号中頭地方視聽
覚協議会の設置についての工程いたす。

議 番

休憩一時半。(午後2時45分)
再開一時半。(午後2時48分)

議 番

本案に対する理申者(類告説明)を了す。

教育委

申立てます。議案第125号中頭地方視聽
覚協議会の設置について説明申上げます。
從來「中部連合教育の時代」に連合委員会で
してから視聽・覚教用具器・教材・管理、
汎文、視聽・覚教用具器・教材の開拓事業第一、二
小計運営委員会下へ立てたが、れども、中部連合

教育委員会が解散しないので、この連合委員会でやつておりました事務を関係市町へ14ヶ市町で地方自治法252条の2の規定により協議会を設置され、共同でその事務をするというふうなことであります。そこで協議会の規約が粗略案がでられたので、地方自治法の252条の2の3項の規定にて議会の議決を得るために提案して貰っております。
よろしく御審議のほどお頼みいたします。

教育長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします。(午後2時50分)
再開いたします。(午後2時50分)

19 県

次回の説明にありますと、14ヶ市町まで前の中央教育委員会からの引継ぎについてふうにして理解してあります。うかとあります。

教育長

もう一つペレ方願ひいたします。

19 県

先程の御説明で、関係14ヶ市町であります。で通常としていくといふ説明の中で申し上げられておりましたが、これは元のいわゆる復帰

前の中頃教育連合会のこれを継続して、わ
ゆゆる継承していくヒーラーF3百二ですが。

教育系

中部連合区で視聴・覚協議会として視聴覚器具器材と管理運営をやつたります。ところが、これは中部連合区の関係市村の財産であります。ところが、これを中部連合区は解散されないので、この器材、器具や管理運営、尚、視聴覚教育の活動を推進するために関係市村で協議会を設立していく。

19 練

だから私が方開いてるわけは、今までの
カラーラー器、今までの譲り受けたために今う
う協議会を設置をするという類似でございま
すがということです。いや申す、今で視聴道の
器材がございますね。そういうものを関係して
今までの中部連合区の関係しての財産である
事でありますからどうでも管理維持をしていかなければ
いけないということで発注も申しねどつてお
りましたか、中部連合区は解散をしてし
まうやう保管をするからということになると関係市社
が管理運営をしていくがなければいけないのでそれ
をどうも進めていくというところはことだつたと
ですが。

新編

19 看

されとてすむか、この件に關しては各14の市林
心も議会より取扱いをうそよろに義務付けられて
おりすが、その前に協議会を局までの
準備を進めた段階で各14市林の十分詰し
居れていらる所です。

教育委

十分詰し居れておりす。

19 看

9月の実例会でやまとゆきうござなことです。
それと二つもござりますが。

教育委

議会の議決をされたと二つもござりますが
その他9月の議会でやられたと二つもありす。
二つもござりますが。

19 看

けい、わがり孔石。水止。

議 告

休憩一時半。(午後2時55分)
再開一時半。(午後2時55分)

議 告

議案第125号につきましては、質疑の時点
で、誰も議論せられておらず、いと見一寸すが、御

立野町市議会

審議終了の事。

議長

御審議終了の事で、本日審議終了事。

議長

休憩終了時。(午後2時55分)
再開いたします。(午後3時8分)

議長

日程第9 審議第126号 昭和47年度富野
市一般会計補正予算と上程いたす。
本案に対する理事者の報告説明をおめど。

總務部長

只今 工程がりました議案第126号につき
て御説明申上げます。今回の補正で第5
回を数えた額でござりますが、今回の補正
予算は歳入歳出を合わせて102,913千円を追加
いたして歳入歳出の總額は合わせて
1,638,756千円となっております。それで歳入
歳出とも大幅な補正となつておりますが、主
要歳入について、内容をおかずかに申しあげた
いと想います。第1着目に今年度の交付税、普通
交付税の額が減っておられたこと、2着目に
に交通守全料未収に充當するための交通守全
交付金があつたといふこと、3着目に国庫支出
金については当初予算編成当時は色々と流

球政府が指導してきた額で二十七万が、当の
当時の指導と、現在、補助金を申請する
段階等の間に色々と補助の対象とか基
準等が変動がござりまして、今やすりの相
当の補正がなっております。4月目に先程
御説明がありました板木組周辺の土地区
画整理事業の実施のための負担附と寄附金の
計上ございました。まことに5月は、去った1972年度
の会計決算に付す剰余金の計上。6月目に國
庫支出金の変更に伴いまして、既往の変更との
関連で、市債の補正等、以上、歳入については
6点と補正の事項をとおつてあります。

次に、歳出について申しますと、まず第一点
としていたしまして、宜野湾市部設置条例が5月
15日の施行によりまして役所機構の改革、
それに伴う人事異動がござりまして、それなり
の人員費の変動がござります。これらうちの諸要
額の補正といふことになります。これは当初予算
においては当時の機構を補正して予算措
置が講じられておりましたが、機構改革
による部課係の増設、それに伴つて人
事異動などで人件費の予算措置が必要
となつた訳であります。それから2月目に復
帰後、こな方、新しい諸制度に基づいて行政
運営を進めた額で二十九万が、この実務の面
につけてまだすに計算、或は政府の市政に
対する事業等の説明など、今後色々と本土
の実態を十分把握する必要があるかという
ことを痛感しております。そこで今度職員の

本土政府、或は地方公共団体等に実情不
は内閣事務についての研修を行なつて今
後の行政運営に反映をせしむる所である
それで職員の賃金の向上を図つたといふこと
で本土研修の旅費を各教科に随分と計上して
ござります。 それから3番目に役所庁舎の増
築へ計上でござりますが、現在直接住民と関
係のある窓口業務が本庁舎の一階で行なわ
れていた訳でござりますが、方にしたスペースが一
せざいために市民の待ちあわせが行く、又、廊下
も相当狭隘となり市民に不便を生んでしま
う状況でござりますので、これが陳 本庁舎の三
階を増築して比較的客の出入りの少ない
課を三階の方へ上げられ、一階二階は窓口
業務を主体とした課を配置して住民サービス
にしておれないと、これがFDKに考慮して予算措置を
してあります。 それから4番目に、現在所有
している車両が、現在職員が使ってるのは6
台、あわせて10台余りあります。 実際職
員が使っていふ車両は6台でござります。
これに絶対数が不足がでありますので、業
務の支障調査等に色々と支障を立ててか
りますので、これが数を増やして軽自動車
の方に分れて数を増やして業務需要の
充足に備えておれといふことで予算措置
を講じてあります。 又、市、或は議会等が團
体で調査視察、或は職員厚生その他借
したもの等に相当20名、団体で調査に行く場
合の車両も3台で有効に使つべく、マイクロバス

の購入も今後の予算で計上しております。まわ
せりてゴミ処理車、或は土木重機用カタレー
ー、ローラー、クレーン代積購入等も計画して
おります。5月に特定財源でござる河
川、交通安全対策交付金、国庫交付金、負担
金の交付金及び起債等の特定財源による
歳出年業補正予算の補正及び単独事業と
しては数校小学校前通りの排水清潔設工事
並びに辰田地区内の農道工事の新設事業等
が計上しております。これらも者月に昨年
来からの引き継ぎでござりますが、普天間小
学校、第二小学校の用地購入費等やつてご
ざります。7月に大山小学校17ha、近くにて
の賃借敷地の学校移転がござるが、資料が
まだ地主との調査が未だつておりませんの
で、一応教育委員会の方から要求された額は
保証するという形で予備費の方にとてござ
ります。以上歳出について7点が主要事項
とおなっております。
(以下議案朗読につき、省略する)

議長
本件に対する質疑を許します。

議長
休憩いたします。(午後3時35分)
再開いたします。(午後3時35分)

議長

本案につきましては、貴殿の段階で続審議
議としていたと思ひます。御異議ございませぬか。

議長

御異議ございませぬので、続審議と存
ることに決定いたしました。

議長

日程第10、議案第127号 昭和47年度宜野
湧市養鯛研究センター特別会計補正予算を
了程いたしました。

本案に対する理番者の趣旨説明を求めます。

經濟民生部長

議案第127号について御説明申上げます。
本件につきましては、先程の市長の諸般の報
告でもありましたように、本來は去った7月の臨時
議会で養鯛研究の議決にあたりまして、合理
化の附帯意見を付されられて、より合理化を進
めていく段階において二三の不運な事件の発
生が発生いたしました。約3トントン近くの死ヒト干鰐
ヤツゼンです。ヤツゼンにて、非常にショックを
受けている者でござります。これは諸般の報
告の中でもある程度詳しく書いてあります
が、まずけれども、8月の12日頃から成鰐池で
約130キロ池から死鰐が浮上はじめられて、
15日に至っては隣りの10号池、これも成鰐池で
あります。ヤツゼンで蔓延してしまって、それについ

て色々当直内閣で検討した結果でござります
けれども、一応、水産試験場の方に検査依
頼された方がいいというふうにして、向こうにうなぎの
検査を依頼いたしましたところ、2種類の寄生
虫がついていた。それに基づく病気の発生の
うなぎ作結果やわかった訳でござります。
それで、水産試験場の方からはホルマリンによる
薬浴をすべきであるといふうな助言もありま
したけれども、一応ホルマリンで薬浴して場合は
相当落ちるところふうなことが予想されま
たので、一応できるだけ出荷すべくと
いうふうな結論に達いたし、一応池を減らし
て、出荷できる方に 대해서はいた訳でござります。
この結果については諸般の報告の中に書い
てある通りでござります。従って8月12日頃
から現在に至りて約3トン近くのうなぎが病気
にあって死んだ訳でござります。以上二の予
算を説明する段階ではどうしても多少の慮を申し
述べておかないとい御理解いただけがないじやない
かといふことでござります。従つて私共は
合理化のために入荷量の削減を試みた訳で
ござりますけれども、それもわずかでござつて、
二つうなぎの病気に対する死亡に比較すれば、
全くちがひいらっしゃるような状況でござります。
それで、本年度の予算を4,391千円減額いたし
ました25,053千円、いたいといふうなことでござります。
輸入の減額先程説明した財収入の大体
3トンのうなぎが成長して出荷する時点では
大体5トン、ぐらんには打つたた3.3千円、いたい

う行予想をいひる款でござります。それで、
4,688千円の減にむづひる款でござります。
うちほか諸収入といひたしれしては預金利子や
う魚の販売收入で2974円の増にむづひり
ます。それと補填方針並に養鰻事業の経費
を別れた款でござります。うち主なものが人件費
圓満でござります。現在養鰻場の管理人
が3名を今月いつぱいで退職をいたして10月
1日からは管理委託をすと、1人の人に管理
を委託をすとこうふうに後任者の方より管理人
を内定してござります。今まで月17~18万でホ
ーリスを入れますともうとありますけれども、そ
れを月10万円程度で委託管理をさせたいと
いうふうに考えております。どうゆう色んなもの
をえりそろえて大体60万円ぐらゐの経費が一
度と算出でござります。それからうなぎの死をに
伴ひて飼料、生え代が大分浮いてる款
でござります。それが1,194千円余りござります。
それから本年度であと400万円余りの償還金
を初年度の下壱金を補填してこうふうに
考へておられましたけれども、一派この辺は銀行と
諸い会社いたして来年度以降に支払ひを終了
していくことにいたして、次年度以後の入出を補
填するためにはどうでも累年の購入量をしなこ
ちやいがたいといふことで累年はあと100キログラム
ぐらゐを入れたいと、かよう考へての款で
ござります。最近入りぞれて8月7日に300匹
まかが60キログラム入っておりますけれども非
常に成長がいい款でござります。現在10.0

先に御質疑をさせておきましたが、9月4日に
入りまして35キログラムのうなぎも3キログラム
程度のえびをつけてあります。これから子育て用に
大きめの魚をつけるふうに考えております。従いまして
今まで死んでうなぎは第1回に入れて30
kgでございました。最近入り入れたうなぎが
非常に成長がいいのかなと、それが意味から
して100キログラム程度を入れて何とか本年度
の収支を保つべくそれなりにこうふうに充て
ておる所でござります。以上簡単に御説明
いたしましたが、詳しく御質疑をお聞か
いいたしません。

議長
本件に付ける質疑を許します。

議長
議事録第127号については質疑の段階で、御質
疑議と128号にて同一の事が御質議ござ
います。

議長
御質議ありませぬ。左様決定いたします。

議長
日程第11、議案第2号、1992年度官房市水道
事業会計決算と工程いたしました。
本件に対する御質疑の取り扱いを承ります。

直野市議会

水道部窓

1972年度宜野湾市水道事業会計決算を御説明申し上げたいと存す。

1972年度は冒頭から早づつで断水とかいう現象が一発生いたしました。非常に苦しかった年でした。許されども、何とかやってきたし、9月の年度の後期に当りまだけれども、日本復帰以来これが発生いたしました。また事業でも、10月昭和47年度に大きなレーベンもござります。

そこで内容につきましては早づつに至る事業不振というものが大行進いたしました。収益も下ります。

行収入面から申しますと、資本的収入及び支出の項目でござりますが、予算額578,594ドルに対して実際に入ったのは途中で補正してござりますが、補正の原因をもづら早づれ不振だとし、443,122ドルに減らしてござりますけれども、実際の決算では447,134.80ドルとなっております。この差額はこれは1ヶ月半復帰のために短縮し、7月期間の短縮というのが原因であります。当初予算から大幅に多く落ちてござります。支出の方もやはり例によく現象もござりますが、これも大幅に減っておりました。実際に出たのは431,959ドル。差額の純利益は15,185ドル引けますで、1971年度に比較しても5万ドル余りの減収に陥っております。これは監査報告書でも指摘されております通り、下記の原因で早づつに至る断水と、それに復帰が1ヶ月半、着工から30日で竣工するので、5月14日に解けた

いたために期間の終了時に至る誠、もうひとつは
ハリケーンによるものでありますけれど、色々な地域別に
調べられてやつたところが、12年度に限って非常に有
収率が下がりました。何とかセイントラットが下がりました
が、これが原因で下水道工事とも関連があるといふ
ことであります。最近まで漏水を確認するとか
售上額で、元に何したかの状況でござい
ます。結果的にはこれが判明され、建設関係でも
工事は補正をして84,000ドルも、これは予算の著
用下水道の販売額とあります17,170,000ドル余り
の予算として計上されました。70,000ドル余りの繰
越額を見ております。これは著用下水道の販売上
の事務処理が47年度に繰り越したもので、それが大さな工事になってしまったのです。真榮原、秋
田町の工事が繰り越されたために一下を行
用額を出してあります。これが真榮原、宜野
湊、城内町、喜久村といつづく工事は現在
順調に進っております。詳しいことは東京に
ござります。監査の意見書もござりますので、一
点ご内容の検討下さい。内容の詳しいところ
は御質疑にお答えいたします。

以上と決算報告書と別に計上あります御報告
してあります。5月、復帰前に市の条例を改訂
いたしました場合に、内容について検討が必要
が分かりやすかったと、御指摘を受けて慎重に
改めさせて貰いましたが、この準備は年始水とか
色々なものも、これまでは1月1日で終わっていましたが、

以上を審査しておられたが本件は現行法に
ナシ。それで今度の条例改訂案の場合は
見送っておることであります。お腹一杯で13時。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきても質疑の時見て鍵焼害試
し11月1日から世界へ出たが、御異議な
どある。

議長

御異議なしとされて、本件は決議いた
す。

議長

日程第4回、認定第3号、宜野湾市の市道認
定についてを議題といたします。

本案に対する理由の説明を許します。

質疑部会

御説明申し上げます。認定第3号、宜野湾市
の市道認定について、この件については第二地
区の道路もござつたが、確か去年七月に
猿地町方面にさへ自動的に認定されたので
とにかくして地方課の行政係の御意見で
かくらうでござる。その後、復帰後色々の取
り扱いがござつて、今から那覇市との限合を

したいたゞ。これは是非道路法の8条の考え方頂
に於て議会の御承認を要すと一貫解釈に立
ち入りて今般工程した次第でござります。
本道路地区は去つた7月の17日で換地処分、
登記を全部終えております。そこで現在行
方不明の御車輌の登記、これは保険地でござ
りますが、これやつておりまして近づくまで全部御
車登記も完了万能化いたしました。従つて17
年7月以前の道路は29本ござつますが実
は32本ござつております。うち2本が道路の
施工や手配等で今般免れてござつながら
銀座にていつかして第三地区内については29
本の既定やござつて、うち内訳につきましては
別表の通りにござつております。(聽取不能)を
おこしもうおと2本、これは皆天向の一区、二中は
宮前通りと申しますが、これが道路でござつます。
次に伊佐の公民館の道と瑞穂商店が
う公民館をぬけまして1号線にくつて路線
これが路線と第二地区的路線を今般道路法
の第8条考え方の規定に則り議会の御承認を求
められて見ておりました。了として御審議の上に
有難い御了解をされて簡単に御説明いたし
ます。

議 章

本案に対する質疑を許します。

議 章

本案については頗る御質問で連続審議

いひかれていたいと聞いすが、御異議ござります
いか。

議長

御異議ござりませうて、従前審議の方に
いは決定いたしました。

議長

駅跡着向第1号、扇音場の改築の是非について至
工程いたしました。
本案に行なう理由の取扱説明を求めます。

議長

説明に入ります前に手詰めいたしましたいと聞い
すが、夜刻4時にござりましたので、しばらく時間を
延長いたしましたいと聞いすが、御異議ござります
いか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ござりませうて、時間を延長する
いは決定いたしました。

経済民生部長

扇音場の改築の是非についてお詰めいたした
いと聞いす。
宜野湾市の扇音場は戦前もあつたのであります
し、戦後も終戦直後建てられて、現在の扇音場
は今から11年前に建てられたのでござる。お詰めいた

最近の公害規制法が適用され、それに伴う畜業法等の改正に對する現在の施設で何でも可行いかないことを指でござります。
先づ7月15日付で県の方から改善勧告が来てから部でござります。もし、畜舎場をどの様に運用するならば来年の5月14日までに改善しなければ、施設の基準に適合する方に改善を作らねば、こういうふうに勧告されてる状態であります。
これがどう、色々私達も検討いたりして調査をいたしましたところ、今度この畜舎を多額の手算を投じて改築を整備する必要は無いんじやないがというふくに当面しては先づおろ部でござる3万けれども、公有財産であり3万の畜舎場の廃止という問題で影響している点でござる3万の点で、議会の皆さんの御意見も承りたいと申します。

県からの資料いたりして、県からの改善勧告の改築基準の資料も添付してありますし、私共は改築を行ひ理由いたりしては参考資料の3に述べてある點でござる3万けれども、経済的で可か、中部農連等の名農協が出資いたりして、現在大里村の方に沖縄県食肉センターというものがござります。これが9月1日から稼業されござりまして500頭の処理能力をもつて、従って准野辺市が廃止してせりの人達の畜舎の運営する所のも当然受け入れ能勢はありますし、これに入流瀬の畜舎場が近いうち改築されましてこれが200頭の処理の能力をもつて居る3万が、これも近いうちにできますのであります。

それで、県立での考え方が統一され、運送も
ありそれで、行なべて本島内に3ヶ所程度つ
いて分立いたし、4ヶ所常時朝から夕方まで
屠殺ができるようにして、ういうふうな方向で進
めていこうとあります。それで、もし官野は考節が
改築するまでは基準にあとは認めることは認
めたけれども、常時屠殺できるよう能浦を
残してもらいたいと、そして東に屠殺場の従業員
も採用して専門的な屠殺人を置かなくてよ
いと。(競取不能)。

それと、又、最近1ヶ月の値上がりやれがりませんけれど
ども、非常に屠殺頭数が減って30頭でござ
います。一時は年に1万頭以上づいた年も
ござりますけれども、現在は1日の処理が20頭
前後でござります。それために屠殺場の運営者
の方々が負担の大きい状態でござります。

これが屠殺場としての適当な場所じゃなくて
なりつつあると、ト家がだんだん密集してきつつ
ありますからもあります。それによく問題は
設置基準にありますには、これは12,000,000円
以上もかかりましたけれども、ういうのも完全
でなくちやたらしく、これから現在の建物の面
積では小さいと、これから污水施設が非常に
高くつく計算でござります。それによく(競取不能)
の設置義務も出てきてる計算でござります。

ういう意味からですむ、市としては改築をしない
で、どうだけ早く機会に閉鎖した方がいい
んじゃないかと、ういうふうなことで、8月の31日に
屠殺場使用者は、同業者は、一丸、私連部課長と

20
いう立場で抱えられて、市としては二通り考え方をもつていろいろやらといふうに御説明申し上げましたところ、これは一応できうれば施設を改善して継続的にもいかないといふ業者の意見でございましたけれども、今後色々と調査して9月19日会としておが、業者を集めて、どうしても改善する部にはいりかねないので、どういうふうな方針で議会にも出すので、今からふうな心がけをしてもらいたいといふうに御協力をお願ひしてあります。業者としても、どういう事態であればやむを得ないんじやないかといふふうな空気になりましたのでお詫び申ります。以上大体がお説明でございましたけれども、これは改築しないといふことはこれは扇場閉鎖、扇場禁止といふことに付ける詰でござりますので、慎重に御審議していただきたいと見ます。よろしくお願ひいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきても質疑の時まで継続審議させていただきたく思ひます。御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、左様決定いたす。

議　音

休憩いたしました。(午後4時8分)
再開いたしました。(午後4時8分)

議　長

本日の日程はこれまで終了いたしました。
尚、明日は午前10時から再び本会議を開き
ます。本日は大変御苦労をいたしました。
散会いたします。(午後4時9分)